

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月10日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第5号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(刑事部の分課) 第3条の3 刑事部に、次の8課及び1隊を置く。 刑事総務課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 <u>組織犯罪対策第一課</u> <u>組織犯罪対策第二課</u> <u>組織犯罪対策第三課</u> 鑑識課 機動捜査隊</p> <p>(情報管理課の分掌事務) 第9条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>電子計算組織による事務処理に係る研究及び開発に関すること。</u> (2) <u>情報セキュリティ対策に関すること。</u> (3) <u>照会業務に関すること。</u> (4) <u>前三号に掲げるもののほか、電子計算組織の運用に関すること。</u> (5) 略</p> <p>(生活安全総務課の分掌事務) 第13条の3 生活安全総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) 略 (8) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)に関すること(生活環境課及び<u>組織犯罪対策第三課</u>の所掌に属するものを除く。) (9) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)</p>	<p>(刑事部の分課) 第3条の3 刑事部に、次の8課及び1隊を置く。 刑事総務課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 <u>組織犯罪対策課</u> <u>捜査第四課</u> <u>薬物銃器対策課</u> 鑑識課 機動捜査隊</p> <p>(情報管理課の分掌事務) 第9条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>電子計算組織の運用に関すること。</u> (2) <u>事務能率の増進に関すること。</u> (3) 略</p> <p>(生活安全総務課の分掌事務) 第13条の3 生活安全総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) 略 (8) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)に関すること(薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。) (9) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)</p>

に関すること（生活環境課及び組織犯罪対策第三課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること（少年対策課及び生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定する事務で県警察の所掌に属するものに関すること（危機管理課の所掌に属するものを除く。）。

(12) 略

(13) 第5号から前号までに掲げるもののほか、生活安全警察関係法令に基づく事業の規制に関すること。

(14)・(15) 略

（少年対策課の分掌事務）

第13条の5 少年対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）の規定による20歳未満の者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。

(8)～(11) 略

(12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること（生活安全総務課の所掌に属するものを除く。）。

（生活環境課の分掌事務）

第14条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

(3) 毒物劇物関係事犯及び食品衛生事犯その他の保健衛生関係法令違反の取締りに関すること（少年対策課及び組織犯罪対策第三課の所掌に属するものを除く。）。

(4)～(13) 略

(14) 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する犯罪の取締りに関すること（組織犯罪対策第三課の所掌に属するものを除く。）。

(15) 火薬類取締法に規定する犯罪の取締りに関すること（組織犯罪対策第三課の所掌に

に関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 狩猟関係事犯の取締りに関すること。

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

(12) 略

(13)・(14) 略

（少年対策課の分掌事務）

第13条の5 少年対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）及び未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）の規定による未成年者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。

(8)～(11) 略

（生活環境課の分掌事務）

第14条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定する事務で県警察の所掌に属するものに関すること（危機管理課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 略

(4) 毒物劇物関係事犯及び食品衛生事犯その他の保健衛生関係法令違反の取締りに関すること（少年対策課及び薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(14) 略

<p><u>属するものを除く。)</u>。</p> <p>(16) <u>狩猟関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p>(17) 略</p> <p>(サイバー犯罪対策課の分掌事務)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(組織犯罪対策第一課の分掌事務)</p> <p>第18条の5 <u>組織犯罪対策第一課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>知能的犯罪(特殊詐欺に限る。)の取締りに関すること。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(組織犯罪対策第二課の分掌事務)</p> <p>第18条の6 <u>組織犯罪対策第二課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に関すること。</u></p> <p>(4) <u>広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)に関すること。</u></p> <p>(組織犯罪対策第三課の分掌事務)</p> <p>第18条の7 <u>組織犯罪対策第三課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(組織犯罪対策局長)</p> <p>第34条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>組織犯罪対策局長は、上司の命を受け、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課及び組織犯罪対策第三課の所掌する事務を掌理する。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(15) 略</p> <p>(サイバー犯罪対策課の分掌事務)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に関すること。</u></p> <p>(組織犯罪対策課の分掌事務)</p> <p>第18条の5 <u>組織犯罪対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に関すること。</u></p> <p>(9) <u>広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)に関すること。</u></p> <p>(捜査第四課の分掌事務)</p> <p>第18条の6 <u>捜査第四課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>知能的犯罪(特殊詐欺に限る。)の取締りに関すること。</u></p> <p>(薬物銃器対策課の分掌事務)</p> <p>第18条の7 <u>薬物銃器対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(組織犯罪対策局長)</p> <p>第34条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>組織犯罪対策局長は、上司の命を受け、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌する事務を掌理する。</u></p> <p>4 略</p>
---	--

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警察官						警察官 以外の 職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
警察本部	89	162	515	465	317	1,548	358	1,906
警 察 署	64	172	1,002	1,104	1,299	3,641	162	3,803
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

附 則

この公安委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。